# 第8章 計画実現に向けての推進体制

本計画の推進にあたっては、農業者はもとより広く一般県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要です。

# 1 農業者の役割

農業が、県民の食料確保、県土の環境保全に貢献していることを自覚し、本県を支える重要な 産業に従事していることに誇りを持ち、農業者自らが創意と工夫によって、将来を見通しなが ら、計画的に農業経営を展開することが求められています。

## 2 関係団体の役割

### ○農業協同組合

農業協同組合は、農産物の共同販売、生産資材の共同購入、共同利用施設の整備、営農指導、 担い手の育成、農地集積の円滑化など農業者の経営向上や地域農業の振興をはじめ、ガソリン スタンドや生活用品の販売など農村地域のインフラ整備、高齢者支援などのコミュニティ活動 といった幅広い役割を果たしています。

今後、更なる農業者の所得向上に向けて、トータルコストを低減させ、生産物を高く販売する仕組みを構築するとともに、営農事業に注力できる体制づくりが求められています。また、 農業者をはじめ農村地域の住民の生活環境の維持に、引き続き、貢献することが期待されています。

#### ○農業委員会

農業委員会は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法等に基づき、優良農地の確保、担い手の育成確保などの役割を果たしています。

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法により、「農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)」の推進が農業委員会の必須業務として位置づけられ、農業委員会に農業委員に加え農地利用最適化推進委員が設置され、より一層の活動強化が求められることになりました。

さらに、令和元年11月1日に施行された改正農地中間管理事業法により、農業委員会の業務として「農業者の意向把握」と「地域の話し合いへの参加」が明確化され、農地中間管理機構との連携を一層強化した農地の利用集積・集約化の活動等が求められています。

#### ○農業共済組合

農業共済組合は、農業保険法に基づき、農業者が災害その他の事故により受けた損失を補填する農業共済や災害、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する収入保険の普及により、農業経営の安定を図っています。

農業経営リスクに備えるため、農業共済組合、行政、関係団体が連携して、農業者の農業保険への加入を促進する必要があります。

## ○漁業協同組合等漁業者

漁業協同組合等漁業者は、水産物の供給、稚魚放流や産卵場造成、カワウの駆除など水産資源の増殖や維持管理、漁業者や遊漁者の育成・確保などの役割を果たしています。岐阜県魚苗センターには、資源増殖に重要な放流稚鮎の安定供給を果たす役割があります。

また、世界農業遺産「清流長良川の鮎」を継承するため、漁業者の立場から、人の生活、水環境、漁業資源が相互に連関した里川のシステムを保全し、活用することが求められています。

## ○一般社団法人岐阜県畜産協会

(一社) 岐阜県畜産協会は、畜産関係団体の指導・連携を図りながら畜産経営の安定向上に必要な支援指導、家畜の健康保持に関する技術指導など民間畜産指導体制の中核として役割を果たしています。

今後、担い手不足や家畜伝染病に対する備え、輸入農畜産物等との競合などに的確に対応するため、畜産関係団体の中心となって、新規就農者や経営感覚に優れた担い手の育成、農場の飼養衛生管理の向上、安全・安心で、高品質な県産畜産物の安定供給と消費拡大に取り組むことが求められています。

## ○一般社団法人岐阜県農畜産公社

(一社) 岐阜県農畜産公社は、新規就農者の育成・確保支援、農福連携の推進、農地の集積・集 約化、優良な乳用牛及び肉用牛の育成、畜産生産基盤の整備などを通じ、本県農業の健全な発 展に寄与しています。

公社内に設置された、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」では就農相談から経営の安定・発展までの一貫した支援や、農福連携にかかる普及啓発、人材育成、農業者と福祉関係者とのマッチングの推進を進めるとともに、「農地中間管理機構」では担い手への農地の集積・集約化を加速化することが求められています。また、優良な乳用初妊牛及び和牛子牛等の県内農家への供給を通じ、県内畜産農家の経営の安定化に取り組むことが求められています。

また、同公社には、「ぎふ清流 GAP 評価制度」の農場評価と GAP 指導員の育成を行う「ぎふ清流 GAP 推進センター」が設置されており、「ぎふ清流 GAP 評価制度」をはじめとした GAP の実践と普及が期待されています。

#### ○岐阜県土地改良事業団体連合会

岐阜県土地改良事業団体連合会は、土地改良区などを会員とする土地改良法によって定められた公法人で、土地改良事業の適切な実施や土地改良区などの効率的な運営のため、技術的援助や情報提供などを行っています。

連合会には、農業水利施設の機能診断や劣化状況分析の結果などを蓄積、共有する「ストックマネジメントセンター」やため池所有者・管理者に対する適正な監視・管理技術の指導などを行う「ため池保全管理サポートセンター」が設置されています。

ストックマネジメントセンターには、施設管理者、行政などの関係機関と一体となって、施設を長寿命化しライフサイクルコストの低減を図る「ストックマネジメント」を推進することが求められています。

また、ため池保全管理サポートセンターには、ため池所有者などの高齢化などに伴う管理体制の弱体化が懸念されているなか、同センターの事業を通じて、特定農業用ため池の適切な管理及び保全を促進することが求められています。

### ○十地改良区

土地改良区は、日常的な用水の管理やほ場整備などの農業農村整備事業の推進、用排水路・ 農道・ため池等の土地改良施設の維持管理などの役割を果たしていますが、組合員の減少・高齢 化などに伴う管理体制の弱体化により、適正な維持管理が困難になることが懸念されます。

このため、戦略的な保全管理を推進するとともに、地域住民と連携し土地改良区の運営基盤を強化することが求められています。

## 3 県民の役割

県民には、農業が県民の生命と健康を守り、豊かな暮らしを支えていること、農業・農村が有する多面的機能について理解を深めていただくとともに、県民一人一人が、地産地消や食育、農村との交流に積極的に取り組んでいただくことが求められています。

こうした取組みが県民運動となって県全体に広がることで、食料自給率の向上や県内農業・ 農村の維持につながることから、特に、運動の推進に大きな力を持つ消費者団体やNPOなどが 中心的となって活動を展開することが期待されています。

# 4 関係産業等の役割

# ○製造業者、外食業者等

製造業者、外食業者等には、県産農畜水産物について理解を深めつつ積極的に活用してもら うとともに、その特長を活かした加工品の製造販売や飲食物の提供を通じて、県産農畜水産物 やその生産の背景等の魅力を消費者に伝えることが求められています。

#### ○流通業者

小売店や商社・卸売業者等の流通業者には、県産農畜水産物の積極的な取扱や販売を通じて、 県産農畜水産物やその生産の背景等の魅力を消費者に伝えるとともに、消費者の声を農業生産 現場にフィードバックすることが求められています。

特に、県内の小売店や農産物直売所等においては、消費者に対する県産農畜水産物のPR・販

売促進活動等による地産地消県民運動の積極的な展開が期待されています。

また、県外の小売店や商社・卸売業者等においては、県産農畜水産物の仕向け先に対応した総 合的なプロモーションによる大都市圏や海外への「ぎふブランド」の発信が期待されています。

### ○農泊実践地域をはじめとする観光業等

近年、若年層の田園回帰の動きや地方への移住定住、二地域居住など、日常を離れ、豊かな自然に触れ合える農村地域へのニーズが高まっています。

今後、農村の豊かな地域資源を活用した農林漁業体験、自然体験の提供や農村地域ならでは の宿泊・体験・食事と組み合わせた農泊やワーケーションの推進など魅力ある観光コンテンツ の開発などが期待されています。

## ○大学等教育 • 研究機関

大学等は、農業に携わる人材育成や、農業や食品に関する産官学共同研究を推進するととも に、大学が実施する農村における体験教育、研修、インターンシップなどにより農業・農村と の連携を深めることが期待されています。

## 5 市町村の役割

市町村は、地域の農業振興や農村の活性化に直接かかわる、農業者に最も身近な行政機関として、地域で主導的な役割を発揮し、地域の農業・農村政策の推進にあたることが期待されています。特に、「人・農地プラン」の策定や見直しを通じて、地域の農業の方向性を明らかにするとともに、認定農業者、認定新規就農者など担い手の育成、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積の推進、計画的な土地利用による優良農地の確保、鳥獣被害対策の強化などが求められています。

### 6 県の役割

県は、本計画の実現に向けて、市町村や関係団体、県民と相互に連携・協働しながら、本県の特性と実情に即した施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな施策を検討していきます。特に、第6章の1(1)で5圏域別の目標値を設定した目標指標については、農林事務所が主体となり、市町村等と連携して、その目標達成に取り組みます。

また、あらゆる機会をとらえて県民に情報を提供するとともに、県民の皆さんから御意見を広くお聞きし、その意見を参考に中間年の見直しを図る等、農政の推進方向を明らかにします。

試験研究機関においては、農業の現場で直面する課題に的確に対応した研究開発を、関係機関と密接に連携して推進します。

普及組織においては、普及指導員が直接農業者と接し、県が開発した高度な生産技術などを 農業現場に普及させるとともに、地域ブランドの輸出などの流通・販売、農業経営に関する支援 を行い、地域農業・農村の活性化を図ります。